

森 第 8 2 7 号
平成 2 5 年 9 月 2 6 日

各 市 町 村 長 様

千葉県農林水産部長

特用林産物（原木きのこ類、野生きのこ類、たけのこ、ぎんなん）
の安全性の確認について

日頃から、特用林産物の検査の実施や生産者等への指導について、特段の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、特用林産物については食品中の放射性物質検査において、他の食品に比べて比較的高い放射性セシウムが検出されています。

このことから、平成 25 年 1 月 30 日付け森第 1474 号で特用林産物を出荷・販売する場合は、あらかじめ自主検査を実施して安全性の確認を行うよう指導しているところですが、原木しいたけ等の本格的な出荷シーズンを控えていることから、標記の品目を出荷・販売する場合は、あらかじめ自主検査を実施して安全性の確認を行うよう生産者へ改めて周知くださるようお願いいたします。

なお、自主検査で安全性が確認された場合でも、原木しいたけ（露地・施設）、たけのこ、原木なめこ、原木ひらたけの 5 品目（出荷期の出荷前検査を行う品目）については、市町村における県のモニタリング検査が終了するまで出荷しないよう併せて周知くださるようお願いいたします。

また、直売所等の販売者に対しては、生産者に対し標記の品目の自主検査を実施して安全性の確認を行うよう指導していることを周知くださるようお願いいたします。

農家等が採取した農産物の自主検査については、別添のとおり、食品衛生法第 3 条に食品等事業者の責務として規定されていることを申し添えます。

本文書をもって、平成 25 年 1 月 30 日付け森第 1474 号は廃止します。

千葉県農林水産部森林課
林業振興室
TEL：043-223-2966
FAX：043-225-7448

(別添)

食品衛生法 第三条 抜粋

第三条 食品等事業者（食品若しくは添加物を採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、若しくは販売すること若しくは器具若しくは容器包装を製造し、輸入し、若しくは販売することを営む人若しくは法人又は学校、病院その他の施設において継続的に不特定若しくは多数の者に食品を供与する人若しくは法人をいう。以下同じ。）は、その採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、販売し、不特定若しくは多数の者に授与し、又は営業上使用する食品、添加物、器具又は容器包装（以下「販売食品等」という。）について、自らの責任においてそれらの安全性を確保するため、販売食品等の安全性の確保に係る知識及び技術の習得、販売食品等の原材料の安全性の確保、販売食品等の自主検査の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。